

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	総務企画部	危機管理情報課	防災係	申請	火薬類の譲渡又は譲受の許可	法令	火薬類取締法	第17条第1項	
2	総務企画部	危機管理情報課	防災係	申請	火薬類の消費の許可	法令	火薬類取締法	第25条第1項	
3	総務企画部	危機管理情報課	防災係	不利益	火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し	法令	火薬類取締法	第17条第3項	
4	総務企画部	危機管理情報課	防災係	不利益	火薬類の消費の許可の取消し	法令	火薬類取締法	第25条第3項	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:総務企画部危機管理情報課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	火薬類の譲渡又は譲受の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	火薬類取締法第17条第1項
基準規定	火薬類取締法第17条第1項、第2項
審査基準	<p>(譲渡又は譲受の許可)</p> <p>第17条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。</p> <p>(2) 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。</p> <p>(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲(殺傷を含む。以下この号において同じ。)をすることの許可を受けた者(当該許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあっては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者)であって装薬銃を使用するもの又は同法第55条第2項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>(4) 鉱業法(昭和25年法律第289号)により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>(5) 第24条第1項の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>(6) 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>2 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡又は譲受が、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>3~9 (略)</p>
標準処理期間	10日(土日・祝日は含めない。県火薬類取締事務マニュアル)
更新日	平成30年5月1日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:総務企画部危機管理情報課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	火薬類の消費の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	火薬類取締法第25条第1項
基準規定	火薬類取締法第25条第1項、第2項
審査基準	<p>(消費)</p> <p>第25条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者(火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適當であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>3及び4 (略)</p>
標準処理期間	10日(土日・祝日は含めない。県火薬類取締事務マニュアル)
更新日	平成30年5月1日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:総務企画部危機管理情報課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	火薬類取締法第17条第3項
基準規定	火薬類取締法第17条第3項
処分基準	<p>(譲渡又は譲受の許可)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。</p> <p>4~9 (略)</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成30年5月1日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:総務企画部危機管理情報課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	火薬類の消費の許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	火薬類取締法第25条第3項
基準規定	火薬類取締法第25条第3項
処分基準	<p>(消費) 第25条 (略) 2 (略) 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。 4 (略)</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成30年5月1日